山形県立米沢商業高等学校部活動活動方針

2019年3月31日 策定 2019年4月19日 改定

1 基本方針

- (1) 知・徳・体が調和した「生きる力」を育み、本校の教育目標の実現を図る。
- (2) バランスのとれた心身の成長と学校生活が送ることができるようにする。
- (3) 学校教育の一環として、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (4) 部活動運営委員会を設置し指導・運営に係る改善を図る。
- (5) 部活動の休養日及び活動時間の順守により教員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。

2 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
 - ① 平 日:1日以上
 - ② 週休日:1日以上

< 方針>

a. 校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間」及び「強化指定部」は、 少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、休養日を振替えることができる。

(2)活動時間

- ① 平 日:2時間程度
- ② 週休日、休日、長期休業日: 3時間程度

<方針>

- a. 校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間」及び「強化指定部」は、 活動時間を別途定めることができる。ただし、平日の活動時間は屋内外を問わ ず遅くとも午後7時30分までとする。
- b. 大会・練習試合・合宿・遠征・校外活動等については上記活動時間を適用しなくても良いが、生徒・教員が過度な負担にならないように計画する。
- (3) 長期休業中の休養日
 - ① 夏季休業中及び年末年始の学校閉庁日は、休養日とし年間活動計画に示す。
- (4) その他
 - ① 定期考査1週間前から終了までは、部活動は原則禁止とする。ただし、週1日の 休養日を設け、かつ別途規定により校長が認めた場合は、活動を計画することがで きる。

3 大会参加、遠征等について

(1) 大会参加、遠征、合宿等については、別途規定によるが、上記休養日に係る方針 は順守する。

4 年間計画及び活動実績について

- (1) 部顧問は、年度当初所定の日までに、本方針を踏まえた年間活動計画を作成し、 部活動運営委員会事務局に提出する。
- (2) 部顧問は、年度末所定の日までに活動実績を部活動運営委員会事務局に提出する。

5 強化指定部

(1) 強化指定部については、部活動運営委員会において検討し指定する。

6 目標とする大会前の特別強化期間

(1) 校長が参加を認める各種大会前に各部ごとに定めた2週間を「目標とする大会前の特別強化期間」とする。

7 部活動運営委員会

(1) 部活動運営委員会は、校長、教頭、教務部長、生徒保健部長、運動部代表顧問、文化部代表顧問をもって構成し、事務局を生徒保健部に置く。

8 熱中症事故防止について

- (1) 高温・多湿時においては、WBGT等により環境温度の測定を行う。
- (2) WBGT31℃以上を指している間は原則として活動を中止とする。
- (3) WBGT28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。
- ※ 上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。